第6　法第5条に基づく措置の実施状況（別表5から別表8まで）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額										
うち、実行に係る貸付債権の額										
うち、謝絶に係る貸付債権の額										
うち、審査中の貸付債権の額										
うち、取下げに係る貸付債権の額										

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数										
うち、実行に係る貸付債権の数										
うち、謝絶に係る貸付債権の数										
うち、審査中の貸付債権の数										
うち、取下げに係る貸付債権の数										

（別表7）債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要

［債務者が住宅資金借入者である場合］

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の概要

（別表8）貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要

［債務者が住宅資金借入者である場合］

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日	貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称	貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額	債務者の氏名	貸付けの条件の変更等の申込みの概要	貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の概要

別紙様式第二号第5及び第6記載上の注意3中「別表1、別表3及び別表7」を「別表1及び別表5」に改め、同記載上の注意中7を削り、8を7とし、9から12までを8から11までとし、13及び14を削り、15を12とし、同記載上の注意16中「平成23年9月末」を「平成24年9月末」に改め、同記載上の注意中16を13とする。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令別紙様式第一号及び第二号は、平成二十三年四月一日以後の各期間に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の規定による説明書類の作成（同条第二項の規定による電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）の作成を含む。以下同じ。）及び法第八条第一項の規定により適用し、同日前の各期間に係る法第七条第一項の規定による説明書類の作成及び法第八条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

○内閣府・農林水産省令第二号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

農林水産大臣　鹿野　道彦

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府・農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。